

「職員の人材流動及び人材育成のアライアンスに関する協定書」を締結

平成 29 年 7 月 27 日（木）、東京大学、東京藝術大学、東京工業大学、お茶の水女子大学及び一橋大学は、各大学間における人材流動及び人材育成について連携を図るため、「職員の人材流動及び人材育成のアライアンスに関する協定書」を締結しました。

本協定は、国立大学法人化後における大学業務の多様化・高度化・専門化への対応など、個々の大学における課題や問題解決に向けて、プロフェッショナル人材を相互活用し、教育研究力の強化を図ることを目的としています。

東京大学、東京藝術大学、東京工業大学、お茶の水女子大学及び一橋大学は、本協定に基づき、以下の連携事項を進めていきます。

1. 人材の育成や供給

学外機関での業務経験及びプロフェッショナル人材の相互活用

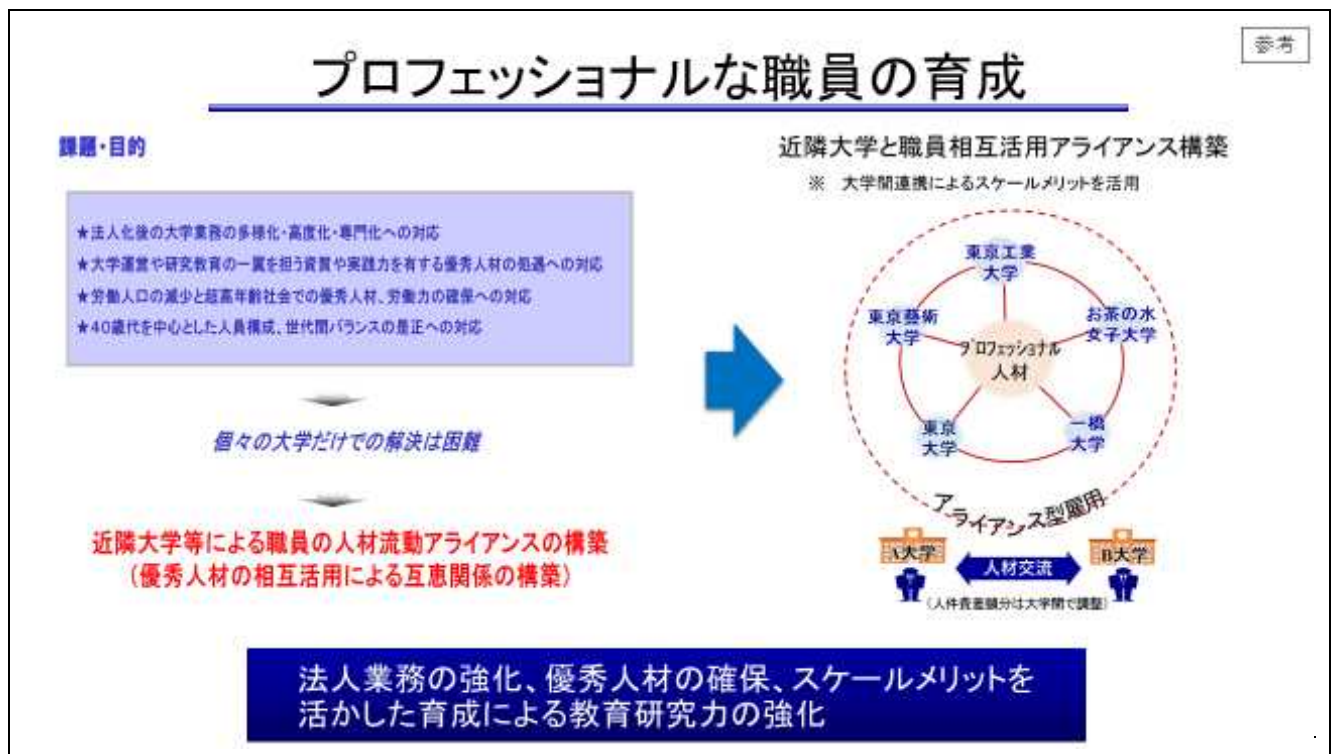
2. 各階層に応じた人材の交流

課長、副課長、係長等、各職位での人事交流

3. 各種研修機会の提供

各大学が実施する研修の機会提供

(イメージ図)



職員の人材流動及び人材育成のアライアンスに関する協定書

国立大学法人東京大学、国立大学法人東京藝術大学、国立大学法人東京工業大学、国立大学法人お茶の水女子大学及び国立大学法人一橋大学は、各大学間における人材流動及び人材育成について連携を図るため、下記のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、法人化後における各大学業務の多様化・高度化・専門化への対応などへの個々の大学における課題や問題解決に向けてプロフェッショナル人材の相互活用をすることを目的とし、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京藝術大学、国立大学法人東京工業大学、国立大学法人お茶の水女子大学及び国立大学法人一橋大学（以下「連携大学」という。）において第2条に定める職員の人材流動及び人材育成のアライアンス（以下「アライアンス」という。）を行う。

(連携事項)

第2条 アライアンスにおける連携事項については、以下のとおり行うものとする。

- (1) 人材の育成や供給
- (2) 各階層に応じた人材の交流
- (3) 各種研修機会の提供
- (4) 人件費にかかる必要な調整
- (5) アライアンスに関する必要な調整

(個別事項)

第3条 アライアンスによる人材の交流における出向者の出向期間等の個別事項については、大学間において覚書を別途定めるものとする。

(協定書の有効期間)

第4条 本協定書の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとし、期間満了までに連携大学のいずれからも書面による解約の申し入れのないときは、本協定書は1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議会)

第5条 連携大学に、アライアンスの円滑な実施、本協定書の解釈に疑義が生じた場合及び本協定の定めのない事項が生じた場合等について協議する機関として、協議会を置く。

2 協議会は、連携大学の発議により開催する。

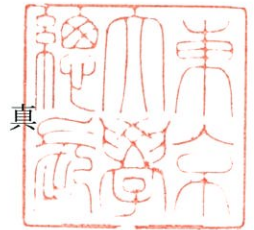
(協議事項)

第6条 この協定書により難い事情が生じた場合は、連携大学間でその都度協議するものとする。

この協定書は5通作成し、連携大学は記名捺印の上、各自1通を保管するものとする。

平成29年 7月 27日

国立大学法人東京大学
総長 五 神



国立大学法人東京藝術大学
学長 澤 和 樹



国立大学法人東京工業大学
学長 三 島 良 直



国立大学法人お茶の水女子大学
学長 室 伏 き み 子



国立大学法人一橋大学
学長 蓼 沼 宏 一

